平成２５年（フ）第１０２号
高知市神田56番地　改住８号、住民票上の住所高知県長岡郡本山町吉野370番地２
債務者　神木　伸司
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８号
福岡県京都郡苅田町神田町１丁目14番地26プレジデント神田103号
債務者　田渕　淳子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
長崎県長崎市中小島２丁目11番18号　千歳アパート203号
債務者　溝田めぐみ
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
大分市坂ノ市中央３丁目６番13号
債務者　坂本　雅人
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３０号
沖縄県那覇市字国場1170番地６　丸茂アパートＢ―108
債務者　譜久島　弘
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１６０号
沖縄県那覇市字国場1170番地６　丸茂アパートＢ―108
債務者　譜久島悦子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２３号
福岡県大牟田市大字勝立263番地５
債務者　上村　和輝
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３０８号
熊本市北区龍田１丁目11番36号　スリーエス龍田103、前住所熊本市中央区下通２丁目７番19―504号
債務者　川尻　和彦
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
山口県山陽小野田市柿の木坂１丁目５番10―102号　県営住宅10棟102号
債務者　村上　幸子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２７８号
千葉市花見川区花園町2470番地　花園リブレット203号
債務者　辰林　照代
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３４２号
千葉県市川市大和田５丁目16番12号　リバーサイドカナメⅠ―102号
債務者　細野　美紀
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３５１号
千葉県浦安市富士見１丁目13番16号
債務者　渡邉　　勉
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３６２号
千葉県船橋市咲が丘２丁目３番３号　ペルテ咲が丘205号
債務者　嶋田　理奈
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３６９号
千葉県船橋市習志野台１丁目15番３号ダイヤハイツ303号山﨑方
債務者　高嶋　健一
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３７５号
千葉県市川市富浜１丁目２番３―301号セ・タ・パンドゥル
債務者　白川　智子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８４号
千葉県船橋市南三咲２丁目25番19号
債務者　熊倉美知子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５８号
名古屋市緑区太子１丁目194番地　東丘住宅408号
債務者　川上商会こと陶川企画こと　川上　亮（旧姓川久保）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部